

「労働災害発生状況等について」説明メモ

二戸労働基準監督署 大川友和

1 労働災害発生状況

(1) 二戸監督署管内及び岩手県内の災害発生件数

※ 災害統計資料参照 → 二戸監督署管内で死亡労働災害が続発

2 平成25年8月2日に発生した死亡労働災害について

(1) 災害発生状況

- ① 新聞報道資料
- ② 写真

(2) 同種災害を防止するために

※ 皆さんの考え・意見を教えてください。
(別紙に記入をお願いします。)

3 送検事例(過去3年の岩手県内の林業事業者等)

- ① 平成21年 二戸労働基準監督署：労災隠し
- ② 平成22年 大船渡労働基準監督署：移動式クレーンの作業計画未策定
- ③ 平成22年 宮古労働基準監督署：伐倒の合図
- ④ 平成25年 宮古労働基準監督署：造材作業時のくい止め、歯止め未実施

※ 労働安全衛生規則 第四百七十九条

- 1 事業者は、伐木の作業を行なうときは、伐倒について一定の合図を定め、当該作業に関係がある労働者に周知させなければならない。
- 2 事業者は、(中略)立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を行なわせ、他の労働者が避難したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならない。
- 3 前項の伐倒の作業に従事する労働者は、同項の危険を生ずるおそれのあるときは、あらかじめ、合図を行ない、他の労働者が避難したことを確認した後でなければ、伐倒してはならない。

※1 近年、岩手県内では毎年のように林業で送検事例が発生。

※2 過去、「職長」・「労働者」が送検された事例もあり。

※3 上の規則の1・2・3は誰がやること？

社長・安全管理者・班長・作業員の役割

4 過去10年間岩手県内で発生した災害から見える問題点

(1) 「危険」を「危険」と感じなくなる。

→ 災害事例を基に、各事業場で検討会・教育の実施を。

(2) 伐倒作業における災害の傾向

① 予期せぬ方向に木が倒れた（つる絡み・くさび未使用） → その結果 →

A 立木・前に倒れていた木に伐倒木が激突し、跳ね返った、枝が飛んできた。

B かかり木になった。 → 元玉切り、浴びせ倒し・・・

C 同僚に当たった

→ 伐倒方向が狂った時のことを予期（予知）しておかなければならない。

② 伐倒した木の根元が跳ね返り、自分に当たった

→ 退避場所、距離？根元が跳ね返ることの想定。

5 監督署としてお願いしたい事項

(1) 具体的事項

① 退避場所の選定と確実な退避

受け口を切る前に退避場所と退避場所までの道を2ヶ所選定・確保すること。

また、退避は、伐倒木から3メートル以上離れた立木などの陰として、追い口が浮き始めたら、直ちに退避すること。

② かかり木発生時の処置

誤ったかかり木処理方法が行われないための対策を考える必要がある。

→ かかり木が生じたら、一時、作業を止め、班長から作業方法の指示を受ける。

③ 作業開始前の打ち合わせ

当日の「作業現場」と「木」の特性からみた「危険のポイント」を話し合い、「安全な作業方法」を決める。

班長は、打ち合わせた方法どおり作業が行われているか、随時、確認する。

④ 確実な合図・指差呼称の実施

同僚・仲間を守るために、確実に実施を。

(2) 「安全」を「管理」すること

※ 安全管理とは、「危険」を管理することです。

危険に対する対策を定め、現場で講じられているか確認する必要があります。

斜面での墜落防止対策、合図・退避の状況を確認してますか？

※ 労働災害を防止するためには、【社長】・【安全管理者】・【班長】・【作業員】

一人一人に役割があります。現場任せでは災害を防止することはできません。

※ 林業の労災防止の難しさ

→ 状況が日々・時々・瞬間・場所・木ごとに異なる。

木は生き物であり、その木に応じた作業をしなければならない。

故に、作業現場で作業員に指導ができる【班長】の役割は、大きい。